

事 務 連 絡  
令和2年2月25日

各区市町村介護保険担当課 御中

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費の取扱いについて（情報提供）

日頃より、東京都の高齢者福祉行政の円滑な実施に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。  
今般、標記の件につきまして、当課から厚生労働省振興課に対して疑義照会を行いましたので、下記のとおり情報提供いたします。

記

- 照会・回答内容  
別紙のとおり

(担当)  
東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課介護事業者担当 山崎  
(電話) 03-5320-4593

(1) 質問

介護支援専門員が、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者から訪問を拒否されており、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)ができない状態にある。この場合、モニタリングが実施されていないことから、居宅介護支援費を減算する必要があるか。

(2) 回答

利用者の希望により訪問を拒否された場合には、各保険者の判断により、「特段の事情」に該当するとして、減算としないことは可能である。

**【参考】**

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日付老企第36号)第3の6抜粋

(1)～(3) (省略)

(4) 居宅サービス計画作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

② (省略)